明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（四一）　二

〔告　示〕

○返納を命じた旅券を無効とする件（外務八七）　二
○ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同八八）
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同八九）
○ミナト橋架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とパラオ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同九〇）
○県教員研修センター整備計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換の件（同九一）
○カンボジア王国政府に対する贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同九二）　二
○重要無形文化財の保持者死亡による認定解除の件（文部科学六～八）　二
○厚生労働大臣が定める賃金日額の算定の方法を定める件の一部を改正する件（厚生労働四〇）　三
○地すべり防止区域を指定する件（国土交通一二六～一二九）　三
○都市再開発法の規定により施行規程及び事業計画の変更を認可した件（同一三〇）　四
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一三一）　五
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（東北地方整備局一六）　五
○都市計画に関する件（関東地方整備局三七）　六
○道路に関する件（北海道開発局一二）　七

〔国会事項〕

内閣　厚生労働省　七

〔人事異動〕

官庁事項　七

〔官庁報告〕

登録タンカー安全担当者講習実施機関の廃止（国土交通省）　七
甲種危険物等取扱責任者登録タンカー学科講習実施機関の廃止（同）　八

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団関係　八

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八

会社その他　一九

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令**（政令第四一号）（内閣府本府）

1　令和二年五月一五日から七月三一日までの間の豪雨による激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和八年二月二八日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

# 政　令

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第四十一号**

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和七年二月二十八日」を「令和八年二月二十八日」に改める。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

財務大臣　加藤　勝信

経済産業大臣　武藤　容治